

65歳以上の皆さんへ 介護保険料額決定通知書などを送付します

◎保険料の納付通知書などの送付時期

普通徴収 毎年7月中旬に保険料額決定通知書と納付通知書を送付します。

特別徴収 毎年8月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

※なお、年度途中(7月初旬以降)に被保険者になられた方は、原則、資格取得の翌月中旬に納付通知書等を送付します。

◎平成31年度(令和元年度)介護保険料(65歳以上)の保険料額は以下のとおりです

所得段階	対象となる人	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の者	26,550円 (基準額×0.375)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円を超えて120万円以下の者	44,250円 (基準額×0.625)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入が120万円を超える者	51,330円 (基準額×0.725)
第4段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の者	63,720円 (基準額×0.9)
第5段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入が80万円を超える者	70,800円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	84,960円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	92,040円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	106,200円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の者	120,360円 (基準額×1.7)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の者	127,440円 (基準額×1.8)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の者	148,680円 (基準額×2.1)

※第1段階～第3段階は平成30年度と比べ減額となっています。

※課税年金とは、非課税年金(障害年金・遺族年金等)以外の年金のことであり、老齢基礎年金や老齢厚生年金などが該当します。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。なお、保険料の算定については、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額は差し引きます。

また、第1段階から第5段階については、課税年金の所得金額を差し引いた金額を用います。

【介護保険料の納付方法】

保険料は65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

普通徴収 納付通知書または口座振替による納付(特別徴収以外の方が対象。年度途中で65歳になる方、市外から転入された方なども一時普通徴収になります。)

特別徴収 年金天引き(年金額が年間18万円以上の方が対象となります。)

【お問い合わせ先】 市税務課諸税担当(市役所1階) ☎ 32・3845 / FAX 33・3401
Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp